

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則…………… (施設運営指導課)	124
○北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則…………… (施設運営指導課)	140
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則…………… (産業振興課)	156
○森林法施行細則の一部を改正する規則…………… (森林計画課)	157
訓 令	
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	157
告 示	
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定…………… (環境推進課)	159
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正…………… (環境推進課)	159
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (循環型社会推進課)	159
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	160
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	160
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課)	160
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可…………… (農業施設管理課)	160
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	160
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) …………… (治山課)	161
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の予定…………… (治山課)	161
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	162
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	162
○道路の供用の開始…………… (道路課)	162
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災害課)	163
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	165
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	165

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	166
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	166
道公安委員会規則	
○北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部を改正する規則……………	167

規 則

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第27号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)
第2章 訪問介護に関する基準 (第3条-第10条)
第3章 訪問入浴介護に関する基準 (第11条-第17条)
第4章 訪問看護に関する基準 (第18条-第21条)
第5章 訪問リハビリテーションに関する基準 (第22条-第25条)
第6章 居宅療養管理指導に関する基準 (第26条-第29条)
第7章 通所介護に関する基準
第1節 人員、設備及び運営に関する基準 (第30条-第33条)
第2節 指定療養通所介護に関する基準 (第34条-第36条)
第3節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第37条-第39条)
第8章 通所リハビリテーションに関する基準 (第40条-第42条)
第9章 短期入所生活介護に関する基準
第1節 人員、設備及び運営に関する基準 (第43条-第49条)
第2節 ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準 (第50条-第56条)
第3節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第57条-第60条)
第10章 短期入所療養介護に関する基準
第1節 人員、設備及び運営に関する基準 (第61条-第65条)
第2節 ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準 (第66条-第70条)

第11章 特定施設入居者生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第71条－第73条）

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準（第74条－第76条）

第12章 福祉用具貸与に関する基準（第77条－第82条）

第13章 特定福祉用具販売に関する基準（第83条－第87条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 訪問介護に関する基準

（訪問介護員等の基準）

第3条 条例第6条第2項の利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。次項において同じ。）の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

2 条例第6条第2項のサービス提供責任者は、専ら指定訪問介護に従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第3項まで並

びに北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第28号。以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第3条第1項及び第2項に規定する訪問介護員等の基準を満たすことをもって、条例第6条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第4条 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第8条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（電磁的方法）

第5条 条例第9条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第9条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち、指定訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供責任者の業務)

第6条 条例第29条第3項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等の居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(基準該当訪問介護事業所の訪問介護員等の基準)

第7条 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する訪問介護員等の基準を満たすことをもって、条例第43条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当訪問介護事業所の設備及び備品等の基準)

第8条 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第45条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第9条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該訪問介護が、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

(3) 当該訪問介護が、条例第43条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

(5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

(基準該当訪問介護の事業への準用)

第10条 第5条及び第6条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。

第3章 訪問入浴介護に関する基準

(従業者の基準)

第11条 条例第49条第1項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第12条第1項に規定する従業者の基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、条例第49条第1項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第12条 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第51条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第13条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
(準用)

第14条 第5条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。

(基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の基準)

第15条 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する従業者の基準を満たすことに加え、介護職員1人を置くことをもって、条例第60条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当訪問入浴介護事業所の設備及び備品等の基準)

第16条 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第62条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当訪問入浴介護の事業への準用)

第17条 第5条及び第13条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。

第4章 訪問看護に関する基準

(従業者の基準)

第18条 条例第65条第1項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

2 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第64条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第19条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第65条第1項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の4第1項第4号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により条例第65条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、条例第65条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問

看護の事業と指定複合型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、指定地域密着型サービス基準省令第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により条例第65条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、条例第65条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第19条 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第67条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の費用)

第20条 条例第70条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付又は同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用

(準用)

第21条 第5条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。

第5章 訪問リハビリテーションに関する基準

(従業者の基準)

第22条 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第81条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第23条 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第81条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たす

ことをもって、条例第82条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の費用)

第24条 条例第83条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるもののうち、指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用とする。

(1) 健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付

(準用)

第25条 第5条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。

第6章 居宅療養管理指導に関する基準

(従業者の基準)

第26条 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第91条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第27条 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第92条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の費用)

第28条 条例第93条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるもののうち、指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用とする。

(1) 健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付

(準用)

第29条 第5条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。

第7章 通所介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第30条 条例第100条第1項第3号の利用者は、当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者とする。

2 当該指定通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、条例第100条第1項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 条例第100条第1項及び前項の規定にかかわらず、同条第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。）は、利用者（第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。第6項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 条例第100条第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、条例第100条第1項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

6 条例第100条第1項第2号及び第3号並びにこの条第2項、第3項及び前項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

7 条例第100条第1項第4号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項及び第2項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第31条第1項から第7項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第100条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第31条 条例第102条第2項第1号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計し

た面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

- 2 条例第102条第3項ただし書の利用者は、前条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する利用者とする。
- 3 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項まで並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第32条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第102条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第32条 条例第103条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第33条 第5条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。

第2節 指定療養通所介護に関する基準

(従業者の基準)

第34条 条例第116条第1項に規定する療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(設備の基準)

第35条 条例第119条第2項の規則で定める基準は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋の面積が6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であることとする。

(準用)

第36条 第5条の規定は、条例第120条第1項の規定による文書の交付について準用する。

- 2 第32条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の基準)

第37条 条例第132条第1項第3号の利用者は、当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者とする。

- 2 当該基準該当通所介護事業者の利用定員が10人以下である場合にあっては、条例第132条第1項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 条例第132条第1項及び前項の規定にかかわらず、同条第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）は、利用者（第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する利用者。第5項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、条例第132条第1項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

5 条例第132条第1項第2号及び第3号並びに前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 条例第132条第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当通所介護事業者の他の職務に従事することができるものとする。

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項及び第2項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第36条第1項から第6項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第132条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第38条 条例第134条第2項第1号アの規則で定める基準は、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

- 2 条例第134条第3項ただし書の利用者は、前条第1項に規定する場合にあっては、同項

に規定する利用者とする。

3 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項まで並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第37条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第134条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第39条 第5条及び第32条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。

第8章 通所リハビリテーションに関する基準

(従業者の基準)

第40条 条例第137条第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

2 条例第137条第1項第2号の利用者は、当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者とする。

3 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数は、条例第137条第1項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（前項に規定する場合にあっては、同項に規定する利用者。以下この号において同じ。）の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されていること。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第39条第1項から第3項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第137条第1項及び前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備等の基準)

第41条 条例第138条第1項本文の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員を乗じた面積とする。

2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項及び第2項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第40条第1項に規定する設備等の基準を満たすことをもって、条例第138条第1項及び第2項並びに前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第42条 第5条及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

第9章 短期入所生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第43条 条例第148条第1項の利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第47条を除き、以下この節において同じ。）の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

2 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき条例第148条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために

必要な数以上とする。

- 3 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われているもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、条例第148条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 4 条例第148条第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。
- 5 条例第148条第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項及び第2項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第43条第1項から第5項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第148条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等の基準）

第44条 前条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、条例第150条第1項の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けないことができる。

- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、条例第150条第1項の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第44条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、条例第150条第1項及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第45条 条例第151条の利用者は、第43条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定す

る利用者とする。

- 2 条例第151条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。
 - (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第50条第1項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第168条において準用する条例第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第168条において準用する条例第110条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 3 条例第151条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 4 併設事業所の場合にあっては、条例第151条第3項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第43条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、条例第151条第3項及び第5項第1号並びにこの条第8項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 条例第151条第4項第1号イの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積

が10.65平方メートル以上であることとする。

7 条例第151条第4項第2号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

8 条例第151条第5項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）であることとする。

9 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項から第5項まで及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第45条第1項から第8項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第151条第1項から第5項まで及び前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第46条 第5条の規定は、条例第152条第1項の規定による文書の交付について準用する。

（利用者から支払を受けることができる費用）

第47条 条例第154条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第127条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第127条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第127条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる

ことが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第127条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第154条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（運営規程）

第48条 条例第164条第3号の規則で定める場合は、当該指定短期入所生活介護事業所が第43条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

（利用者の数）

第49条 条例第165条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

(1) 第43条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第50条 条例第171条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第168条（条例第181条において準用する場合に限る。）において準用する条例第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第168条（条例第181条において準用する場合に限る。）において準用する条例第110条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第171条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼

- の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、条例第171条第3項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 4 第43条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）にあっては、条例第171条第3項及び第5項第1号並びにこの条第7項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 5 条例第171条第4項第1号アウの規則で定める基準は、次に掲げる要件を満たすこととする。
- (1) 居室の利用者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であること。
 - (2) 条例第169条に規定するユニット（以下この節において「ユニット」という。）に属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。
- 6 条例第171条第4項第1号イイの規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。
- 7 条例第171条第5項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
- 8 条例第171条第4項並びにこの条第3項、第5項及び前項の利用者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介

- 護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者とする。
- 9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項から第5項まで及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第50条第1項から第8項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第171条第1項から第5項まで及び前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等の基準に関する規定の準用）

第51条 第44条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

（利用者から支払を受けることができる費用）

第52条 条例第173条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第140条の6第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第140条の6第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（基準省令第140条の6第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第140条の6第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第173条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(運営規程)

第53条 条例第178条第3号及び第4号の規則で定める場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が第43条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。

(職員の配置)

第54条 条例第179条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師(次号において「看護職員」という。)を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第55条 条例第180条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

(1) 第43条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者(第50条第8項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。次号において同じ。)の数

(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(電磁的方法に関する規定の準用)

第56条 第5条の規定は、条例第181条において準用する条例第152条第1項の規定による文書の交付について準用する。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の基準)

第57条 条例第183条第1項第2号の利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所

における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者)の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

2 条例第183条第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第167条第1項から第3項まで並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第57条第1項及び第2項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第183条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第58条 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、条例第185条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第59条 条例第186条第2項第1号イの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が7.43平方メートル以上であることとする。

2 条例第186条第2項第2号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

3 条例第186条第3項の規則で定める基準は、廊下の幅が利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものであることとする。

4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第170条第1項から第3項まで及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第59条第1項から第3項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第186条第1項から第3項まで及び前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第60条 第46条から第49条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

第10章 短期入所療養介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第61条 条例第190条第1項の利用者は、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者とする。

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第61条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第190条第1項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備の基準）

第62条 条例第191条第1項第4号アの規則で定める基準は、病室の床面積が利用者1人につき6.4平方メートル以上であることとする。

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第175条第1項及び第2項並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第62条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第191条第1項及び第2項並びに前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用者から支払を受けることができる費用）

第63条 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第145条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定す

る特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 基準省令第145条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（基準省令第145条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第145条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第193条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（利用者の数）

第64条 条例第202条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者（第61条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数（準用）

第65条 第5条の規定は、条例第204条において準用する条例第152条第1項の規定による文書の交付について準用する。

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準

（設備の基準）

第66条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養

介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第207条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第67条 条例第208条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 基準省令第155条の5第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第155条の5第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用(基準省令第155条の5第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条の5第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第208条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
- (職員の配置)

第68条 条例第214条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニット(条例第205条に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)ごとに常時1人以上の看護師若しくは准看護師(次号において「看護職

員」という。)又は介護職員を配置すること。

- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第69条 条例第215条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

2 前項の利用者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者とする。

(準用)

第70条 第5条の規定は、条例第204条(条例第216条において準用する場合に限る。)において準用する条例第152条第1項の規定による文書の交付について準用する。

第11章 特定施設入居者生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第71条 条例第218条第1項第2号イの規則で定める看護職員の数は、次のとおりとする。

- (1) 利用者(条例第217条第1項に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。)の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (2) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第203条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合においては、条例第218条第1項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）又は介護職員
 ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
 イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 (ア) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 (イ) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 3 条例第218条第1項及び前2項の利用者並びに介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 条例第218条第1項第1号又はこの条第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 条例第218条第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、同号の看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 条例第218条第1項第3号又はこの条第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 条例第218条第1項第4号又はこの条第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（同項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるの

に相当と認められるものとする。ただし、利用者（同項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、同号の看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、同号の看護職員及び介護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（設備の基準）

第72条 条例第220条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第206条第1項から第7項まで及び指定介護予防サービス等基準条例施行規則第72条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第220条第1項から第7項まで及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用者から支払を受けることができる費用）

第73条 条例第225条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが相当と認められるもの

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準
 （従業者の基準）

第74条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第227条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、条例第240条第1項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

(3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 条例第240条第1項及び前項の利用者並びに介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 条例第240条第1項第1号又はこの条第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項に規定する場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者。次項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

4 条例第240条第1項第3号又はこの条第1項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（同項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（設備の基準）

第75条 条例第242条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼

の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第242条第3項の規則で定める居室の面積は、25平方メートルとする。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第230条第1項から第7項まで並びに指定介護予防サービス等基準条例施行規則第75条第1項及び第2項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第242条第1項から第7項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第76条 第5条の規定は、条例第243条第1項の規定による文書の交付について準用する。

2 第73条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第12章 福祉用具貸与に関する基準

（福祉用具専門相談員の基準）

第77条 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、条例第250条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第239条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 同項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第256条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 同項

(3) 指定特定福祉用具販売事業者 条例第267条第1項

（設備及び備品等の基準）

第78条 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同

一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第241条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第252条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第79条 条例第253条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(準用)

第80条 第5条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

(基準該当福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員の基準)

第81条 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準条例第253条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、条例第264条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当福祉用具貸与の事業への準用)

第82条 第5条、第78条及び第79条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。

第13章 特定福祉用具販売に関する基準

(福祉用具専門相談員の基準)

第83条 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、条例第267条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第239条第1項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第256条第1項
- (3) 指定福祉用具貸与事業者 条例第250条第1項
(設備及び備品等の基準)

第84条 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準条例第255条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第258条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもつ

て、条例第269条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第85条 条例第271条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(保険給付の申請に必要な書面の記載事項)

第86条 条例第272条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要
(準用)

第87条 第5条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(短期入所生活介護に関する経過措置)
- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、条例第151条第4項第1号ア及びイ並びに第2号ア並びに第5項並びにこの規則第45条第6項から第8項までの規定は、適用しない。
- 3 平成15年4月1日前から引き続き法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、条例第11章第5節(条例第171条第4項第1号イ(イ)を除く。)及びこの規則第50条(第6項を除く。)に規定する基準を満たすものについては、同項中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。
(短期入所療養介護に関する経過措置)
- 4 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養

型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

8 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

（特定施設入居者生活介護に関する経過措置）

11 介護保険法の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日前から引き続き定員4人以下であるものについては、条例第220条第4項第1号ア及び第242条第4項第1号アの規定は、適用しない。

12 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホームである指定特定施設（同日において建築中のものを含む。）については、条例第242条第4項第1号アの規定は、適用しない。

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第28号

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護予防訪問介護に関する基準（第3条－第11条）

第3章 介護予防訪問入浴介護に関する基準（第12条－第18条）

第4章 介護予防訪問看護に関する基準（第19条－第22条）

第5章 介護予防訪問リハビリテーションに関する基準（第23条－第26条）

第6章 介護予防居宅療養管理指導に関する基準（第27条－第30条）

第7章 介護予防通所介護に関する基準（第31条－第38条）

第8章 介護予防通所リハビリテーションに関する基準（第39条－第42条）

第9章 介護予防短期入所生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第43条－第49条）

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する基準（第50条－第56条）

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第57条－第60条）

第10章 介護予防短期入所療養介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第61条－第65条）

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する基準（第66条－第70条）

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第71条－第73条）

第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準（第74条－第76条）

第12章 介護予防福祉用具貸与に関する基準（第77条－第82条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売に関する基準（第83条－第87条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 介護予防訪問介護に関する基準

（訪問介護員等の基準）

第3条 条例第6条第2項の利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。次項において同じ。）の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

2 条例第6条第2項のサービス提供責任者は、専ら指定介護予防訪問介護に従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

3 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項まで及び北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規

則（平成25年北海道規則第27号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第3条第1項及び第2項に規定する訪問介護員等の基準を満たすことをもって、条例第6条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第4条 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第8条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（電磁的方法）

第5条 条例第9条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第9条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち、指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供責任者の業務)

第6条 条例第26条第3項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等の介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意事項)

第7条 条例第42条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域の住民による自主的な取組等による支援又は他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(基準該当介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等の基準)

第8条 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する訪問介護員等の基準を満たすことをもって、条例第43条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等の基準)

第9条 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第45条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第10条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該介護予防訪問介護が、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該介護予防訪問介護が、条例第43条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

(基準該当介護予防訪問介護の事業への準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。

第3章 介護予防訪問入浴介護に関する基準

(従業者の基準)

第12条 条例第49条第1項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第49条第1項及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第11条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第49条第1項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第13条 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第51条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第14条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(準用)

第15条 第5条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

(基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の基準)

第16条 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第60条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第60条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の設備及び備品等の基準)

第17条 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第62条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業への準用)

第18条 第5条及び第14条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

第4章 介護予防訪問看護に関する基準

(従業者の基準)

第19条 条例第65条第1項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項及び指定居宅サービ

ス等基準条例施行規則第18条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第65条第1項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第20条 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第67条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の費用)

第21条 条例第70条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるもののうち、指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付又は同法第78条第1項に規定する指定訪問看護

(準用)

第22条 第5条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。

第5章 介護予防訪問リハビリテーションに関する基準

(従業者の基準)

第23条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第80条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第24条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第82条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第81条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の費用)

第25条 条例第82条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるもののうち、指定介護予防訪

問りハビリテーションに相当するものに要する費用とする。

- (1) 健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付
(準用)

第26条 第5条の規定は、指定介護予防訪問りハビリテーションの事業について準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導に関する基準

(従業者の基準)

第27条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第89条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第28条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第90条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の費用)

第29条 条例第91条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるもののうち、指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用とする。

- (1) 健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付
(準用)

第30条 第5条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

第7章 介護予防通所介護に関する基準

(従業者の基準)

第31条 条例第98条第1項第3号の利用者は、当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者とする。

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、条例第98条第1項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 条例第98条第1項及び前項の規定にかかわらず、同条第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。）は、利用者（第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。第6項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 条例第98条第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、条例第98条第1項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

6 条例第98条第1項第2号及び第3号並びにこの条第2項、第3項及び前項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

7 条例第98条第1項第4号の機能訓練指導員は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項及び第2項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第30条第1項から第7項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第98条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の基準)

第32条 条例第100条第2項第1号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

2 条例第100条第3項ただし書の利用者は、前条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者とする。

3 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで並び

に指定居宅サービス等基準条例施行規則第31条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第100条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第33条 条例第101条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第2号に掲げる費用については、基準省令第100条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第34条 第5条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意事項)

第35条 条例第111条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないようにするとともに、条例第112条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により利用者の安全面に最大限配慮すること。

(基準該当介護予防通所介護事業所の従業者の基準)

第36条 条例第113条第1項第3号の利用者は、当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者とする。

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、条

例第113条第1項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 条例第113条第1項及び前項の規定にかかわらず、同条第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)は、利用者(第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。第5項において同じ。)の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、条例第113条第1項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

5 条例第113条第1項第2号及び第3号並びに前3項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 条例第113条第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項及び第2項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第37条第1項から第6項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第113条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防通所介護事業所の設備及び備品等の基準)

第37条 条例第115条第2項第1号アの規則で定める基準は、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

2 条例第115条第3項ただし書の利用者は、前条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者とする。

3 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項まで並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第38条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第115条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防通所介護の事業への準用)

第38条 第5条、第33条及び第35条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。

第8章 介護予防通所リハビリテーションに関する基準
(従業者の基準)

第39条 条例第118条第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

2 条例第118条第1項第2号の利用者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者とする。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数は、条例第118条第1項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（前項に規定する場合にあっては、同項に規定する利用者。以下この号において同じ。）の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されていること。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第40条第1項から第3項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第118条第1項及び前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備等の基準)

第40条 条例第119条第1項本文の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員を乗じた面積とする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第41条第1項に規定する設備等の基準を満たすことをもって、条例第119条第1項及び第2項並びに前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項)

第41条 条例第127条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないようにするとともに、条例第128条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により利用者の安全面に最大限配慮すること。

(準用)

第42条 第5条及び第33条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

第9章 介護予防短期入所生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第43条 条例第130条第1項の利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。第47条を除き、以下この節において同じ。）の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

2 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき条例第130条第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われているもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、条例第130条第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

4 条例第130条第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

5 条例第130条第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項及び第2項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第43条第1項から第5項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第130条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等の基準）

第44条 前条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、条例第132条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けないことができる。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、条例第132条第1項の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受

け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第150条第1項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第44条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、条例第132条第1項及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等の基準）

第45条 条例第133条の利用者は、第43条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する利用者とする。

2 条例第133条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第50条第1項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第105条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条において準用する条例第105条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 条例第133条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

4 併設事業所の場合にあっては、条例第133条第3項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併

設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第43条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、条例第133条第3項及び第5項第1号並びにこの条第8項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することにより足りるものとする。

6 条例第133条第4項第1号イの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であることとする。

7 条例第133条第4項第2号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

8 条例第133条第5項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。

9 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第151条第1項から第5項まで及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第45条第1項から第8項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第133条第1項から第5項まで及び前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第46条 第5条の規定は、条例第134条第1項の規定による文書の交付について準用する。
（利用者から支払を受けることができる費用）

第47条 条例第136条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第135条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第135条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定す

る特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第135条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第136条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（運営規程）

第48条 条例第139条第3号の規則で定める場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が第43条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

（利用者の数）

第49条 条例第140条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

(1) 第43条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第50条 条例第154条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第143条（条例第160条において準用する場合に限る。）において準用する条例第105条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条（条例第160条において準用する場合に限る。）において準用する条例第105条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第154条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、条例第154条第3項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 4 第43条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）にあつては、条例第154条第3項及び第5条第1項並びにこの条第7項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 5 条例第154条第4項第1号アウの規則で定める基準は、次に掲げる要件を満たすこととする。
- (1) 居室の利用者1人当たりの床面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 条例第152条に規定するユニット（以下この節において「ユニット」という。）に属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。
- 6 条例第154条第4項第1号イ(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

- 7 条例第154条第5項第1号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
- 8 条例第154条第4項並びにこの条第3項、第5項及び前項の利用者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者とする。
- 9 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第171条第1項から第5項まで及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第50条第1項から第8項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第154条第1項から第5項まで及び前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- （利用定員等の基準に関する規定の準用）
- 第51条** 第44条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。
- （利用者から支払を受けることができる費用）
- 第52条** 条例第156条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第155条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定す

る特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第155条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第155条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第156条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
（運営規程）

第53条 条例第157条第3号及び第4号の規則で定める場合は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が第43条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。
（職員の配置）

第54条 条例第158条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師（次号において「看護職員」という。）を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
（利用者の数）

第55条 条例第159条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

(1) 第43条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者（第50条第8項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。次号において同じ。）の数

(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
（電磁的方法に関する規定の準用）

第56条 第5条の規定は、条例第160条において準用する条例第134条第1項の規定による文

書の交付について準用する。

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者の基準）

第57条 条例第167条第1項第2号の利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者）の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

2 条例第167条第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第183条第1項から第3項まで並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第57条第1項及び第2項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第167条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（利用定員等）

第58条 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第185条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、条例第169条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（設備及び備品等の基準）

第59条 条例第170条第2項第1号イの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が7.43平方メートル以上であることとする。

2 条例第170条第2項第2号アの規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であることとする。

3 条例第170条第3項の規則で定める基準は、廊下の幅が利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものであることとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第186条第1項から第3項まで及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第59条第1項から第3項までに規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第170条第1項から第3項まで及び前3項に規定する基準を満たしているものとみな

することができる。

(準用)

第60条 第46条から第49条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第10章 介護予防短期入所療養介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第61条 条例第174条第1項の利用者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者とする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第61条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第174条第1項及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備の基準)

第62条 条例第175条第1項第4号アの規則で定める基準は、病室の床面積が利用者1人につき6.4平方メートル以上であることとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第191条第1項及び第2項並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第62条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第175条第1項及び第2項並びに前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第63条 条例第177条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する

食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 基準省令第190条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 基準省令第190条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (5) 送迎に要する費用（基準省令第190条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

- (6) 理美容代

- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第190条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第177条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(利用者の数)

第64条 条例第180条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者（第61条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する利用者。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数

- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第65条 第5条の規定は、条例第182条において準用する条例第134条第1項の規定による文

書の交付について準用する。

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する基準

(設備の基準)

第66条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第192条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第67条 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 基準省令第206条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第206条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用(基準省令第206条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第193条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(職員の配置)

第68条 条例第195条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニット(条例第190条に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)ごとに常時1人以上の看護師若しくは准看護師(次号において「看護職員」という。)又は介護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第69条 条例第196条本文の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

2 前項の利用者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者とする。

(準用)

第70条 第5条の規定は、条例第182条(条例第197条において準用する場合に限る。)において準用する条例第134条第1項の規定による文書の交付について準用する。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第71条 条例第204条第1項第2号イの規則で定める看護職員の数は、次のとおりとする。

- (1) 利用者(条例第203条第1項に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。)の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上
- (2) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、条例第204条第1項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この号において「看護職員」という。）又は介護職員ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 条例第204条第1項及び前2項の利用者並びに居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 条例第204条第1項第1号又はこの条第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第204条第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、同号の看護職員及び介護職員のうちいずれか1

人を常勤とするものとする。

6 条例第204条第1項第3号又はこの条第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第204条第1項第4号又はこの条第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（同項に規定する場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（同項に規定する場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、同号の看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、同号の看護職員及び介護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（設備の基準）

第72条 条例第206条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第220条第1項から第7項まで及び指定居宅サービス等基準条例施行規則第72条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第206条第1項から第7項まで及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用者から支払を受けることができる費用）

第73条 条例第211条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する基準
(従業者の基準)

第74条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第239条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、条例第228条第1項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

(3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 条例第228条第1項及び前項の利用者並びに居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 条例第228条第1項第1号又はこの条第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項に規定する場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者。次項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

4 条例第228条第1項第3号又はこの条第1項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（同項に規定する場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事するこ

とができるものとする。

(設備の基準)

第75条 条例第230条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第230条第3項の規則で定める居室の面積は、25平方メートルとする。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第242条第1項から第7項まで並びに指定居宅サービス等基準条例施行規則第75条第1項及び第2項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第230条第1項から第7項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(準用)

第76条 第5条の規定は、条例第231条第1項の規定による文書の交付について準用する。

2 第73条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第12章 介護予防福祉用具貸与に関する基準

(福祉用具専門相談員の基準)

第77条 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、条例第239条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第250条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 同項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第267条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 同項

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 条例第256条第1項

(設備及び備品等の基準)

第78条 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第252条第1項及び第2項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第241条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第79条 条例第242条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(準用)

第80条 第5条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(基準該当介護予防福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員の基準)

第81条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第264条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、条例第253条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業への準用)

第82条 第5条、第78条及び第79条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

第13章 指定介護予防福祉用具販売に関する基準

(福祉用具専門相談員の基準)

第83条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、条例第256条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第250条第1項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第267条第1項
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 条例第239条第1項

(設備及び備品等の基準)

第84条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準条例第266条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第269条第1項に規定する設備及び備品等の基準を満たすことをもって、条例第258条第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用者から支払を受けることができる費用)

第85条 条例第260条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 指定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(保険給付の申請に必要な書面の記載事項)

第86条 条例第261条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した指定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該指定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定介護予防福祉用具の概要
(準用)

第87条 第5条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(介護予防短期入所生活介護に関する経過措置)
- 2 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第133条第4項第1号ア及びイ並びに第2号ア並びに第5項並びにこの規則第45条第6項から第8項までの規定は、適用しない。
- 3 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第3項の規定の適用を受けるユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指

定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第50条第6項中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。

(介護予防短期入所療養介護に関する経過措置)

- 4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 8 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病

室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。(介護予防特定施設入居者生活介護に関する経過措置)
- 11 平成18年4月1日前から引き続き存する指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。）であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所については、条例第206条第4項第1号ア及び第230条第4項第1号アの規定は、適用しない。
- 12 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホームである指定介護予防特定施設（同日において建築中のものを含む。）については、条例第230条第4項第1号アの規定は、適用しない。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表中

「	ブリネル硬さ試験機	2,500円	40円	」
を	「	ブリネル硬さ試験機	2,500円	40円
	全自動マイクロビッカース硬度計	5,700円	980円	」
に、	「	試験用加硫プレス	1,700円	520円
	粉体用真空ポンプ	5,850円	1,050円	」

を 「	試験用加硫プレス	1,700円	520円	」
--------	----------	--------	------	---

に、 「	パイプねじ切り機	4,750円	20円	」
	雰囲気制御複合材料作製装置	17,700円	2,450円	
	プログラマブル電気炉	5,250円	490円	

を 「	パイプねじ切り機	4,750円	20円	」
--------	----------	--------	-----	---

に改める。
附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月26日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第30号
森林法施行細則の一部を改正する規則
森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第2条」を「第4条」に改め、同条第2項中「第2条第1号」を「第4条第1号」に改める。
第3条第2項中「第2条」を「第4条」に改める。
第25条第2項を次のように改める。
2 前項の書類（開発行為に係る許可申請書に限る。）の提出部数は、開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上の開発行為の許可申請又は法第10条の2第6項の規定により審議会の意見の聴取が必要な開発行為の許可申請にあっては3部（開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村の数に2を加えた部数）とし、それ以外の場合にあっては2部（開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村の数に1を加えた部数）とする。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年3月26日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令
北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第7条中「別記第10号様式」の次に「（不動産又は駐車場の賃貸に係る場合にあっては、別記第11号様式）」を加え、同条に次の2項を加える。
2 前項の許可を受けた職員が異動した場合において、当該許可を受けた営利企業等に引き続き従事することについて許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書を異動先の所属長を経由して知事に提出しなければならない。
3 前2項の許可を受けた職員は、営利企業等従事許可申請書の記載事項に変更が生じた場合には、その旨を所属長を経由して知事に書面で届け出なければならない。
別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式（第7条関係）

営利企業等従事許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）	
年 月 日	
北海道知事 様	
所 属	
職 名	
氏 名	
地方公務員法第38条第1項の規定により、次のとおり営利企業等従事の許可を申請します。	
1 営 利 企 業 等 従	(1) 事業の名称
	(2) 所在地 (電話)
	(3) 事業内容
	(4) 職 名
	(5) 収入の予定金額 円
	(6) 使用人の人数及び職員との続柄（自ら営利を目的とする私企業を営む（以下「自営」という。）の場合に記載）

事の内容 (7) 事業の用に供する土地及び建物等の施設の種類及び規模並びに機械等の機器の種類及び数量（自営の場合に記載）

(8) 従事時間 常勤 非常勤
（ ）延べ 時間

(9) 営利企業等従事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(10) 当該事業の継承の事由（自営に係る営利企業等を継承した場合に記載）

2 営利企業等従事を必要とする理由

3 職員の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無

4 職員の職務の遂行への支障の有無

5 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

6 現に許可を受けて就いている営利企業等（事業の名称、職名、収入、従事時間、従事期間等）

所属長の意見
年 月 日
(所属長)

注1 該当する□にはレ印を記入すること。
2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。
別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式（第7条関係）

営利企業等従事許可申請書（不動産等賃貸関係）
年 月 日

北海道知事 様

所 属
職 名
氏 名

地方公務員法第38条第1項の規定により、次のとおり営利企業等従事の許可を申請します。

建物	(独立家屋)	棟	延べ床面積	m ²
----	--------	---	-------	----------------

1 賃貸する不動産等	(マンション等) 室 延べ床面積 m ² 所在地
	土地 貸付件数 件 面積合計 m ² 用途 所在地
	駐車場 駐車台数 台 設備の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 所在地
	その他 (娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 件数・規模 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 件数・規模 所在地

2 賃貸料収入の予定年額	合 計 円
	建物 (独立家屋) 円 (マンション等) 円
	土地 円
	駐車場 円
	その他 円

3 不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法

4 職員の職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

所属長の意見
年 月 日
(所属長)

注1 該当する□にはレ印を記入すること。
2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第185号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域を同表の該当類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
河 川 標津川上流（ケネカ川合流点から上流（ケネカ川を含む。））	河川生物A	イ
標津川中流（ケネカ川合流点から俣落川合流点まで（俣落川を含む。））	河川生物A	イ
標津川下流(1)（武佐川の全域）	河川生物A	イ
標津川下流(2)（俣落川合流点から下流）	河川生物A	イ
西別川上流（長栄橋から上流）	河川生物特A	イ
西別川下流（長栄橋から下流）	河川生物特A	イ
風蓮川（全域）	河川生物A	イ
別当賀川（全域）	河川生物A	イ
ポンヤウシュベツ川（全域）	河川生物A	イ
ヤウシュベツ川（全域）	河川生物A	イ

注1 該当類型の分類は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）の別表2の1の(1)のイの表に掲げるとおりとする。

注2 達成期間の「イ」とは、指定後、直ちに達成することを示す。

北海道告示第186号

昭和48年北海道告示第642号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

本則の表の海域の部根室海域(4)の項中「海域 A」を「海域 B」に改め、同項の次に次のように加える。

根 室 海 域 (5) (別記の26の2の水域) 海域 A イ

本則の表別記の25の事項及び26の事項を次のように改める。

25 花咲港防波堤（南）、同港防波堤（南）南端と同港西防波堤東端を結ぶ線、同港西防波堤及び陸岸により囲まれた海域

26 花咲港東外防波堤（計画されているものを含む。）、同港東外防波堤（計画されている

ものを含む。）南端と同港西外防波堤東端を結ぶ線、同港西外防波堤（計画されているものを含む。）及び陸岸により囲まれた海域（根室海域(3)に係る部分を除く。）

本則の表別記の26の事項の次に次のように加える。

26の2 花咲岬の突端と同地点から東南東に1,700メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南南西に3,000メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から西北西に引いた線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（根室海域(3)及び根室海域(4)に係る部分を除く。）

北海道告示第187号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第260号
- (2) 指 定 の 区 域 松前郡松前町建石216番1の一部
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第2号
- 2(1) 指 定 番 号 第261号
- (2) 指 定 の 区 域 余市郡余市町美園町443番7の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 3(1) 指 定 番 号 第262号
- (2) 指 定 の 区 域 余市郡余市町登町1939番1、1940番、1942番3（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 4(1) 指 定 番 号 第263号
- (2) 指 定 の 区 域 虻田郡真狩村字緑岡224番4の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 5(1) 指 定 番 号 第264号
- (2) 指 定 の 区 域 寿都郡寿都町字政泊町政泊57番1、119番3、141番1（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 6(1) 指 定 番 号 第265号
- (2) 指 定 の 区 域 磯谷郡蘭越町字鮎川153番2の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号

- 7(1) 指 定 番 号 第266号
- (2) 指 定 の 区 域 苫小牧市字樽前328番2の一部、328番5の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 8(1) 指 定 番 号 第267号
- (2) 指 定 の 区 域 苫小牧市字美沢210番1、211番から213番、214番1（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第1号
- 9(1) 指 定 番 号 第268号
- (2) 指 定 の 区 域 苫小牧市字美沢258番の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 10(1) 指 定 番 号 第269号
- (2) 指 定 の 区 域 苫小牧市字美沢187番1、187番207、188番、189番（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 11(1) 指 定 番 号 第270号
- (2) 指 定 の 区 域 苫小牧市字植苗273番1から3（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 12(1) 指 定 番 号 第271号
- (2) 指 定 の 区 域 室蘭市神代町127番1の一部、129番1の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号

北海道告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成25年3月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
神竜秩父別	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
日 向 同		同

北海道告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（西老古美地区中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成25年3月27日から20日間、一

般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
多度志土地改良区	中多度志頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	上湯内頭首工	同
同	左の沢第2頭首工	同
同	上幌内頭首工	同
同	中幌内頭首工	同
同	エイチャン川第3頭首工	同

北海道告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
多度志土地改良区	上湯内ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	屈狩ダム	同
同	湯内頭首工	同
同	中湯内頭首工	同

北海道告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字東幌別130の5（次の図に示す部分に限る。）、130の3

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区送毛423の5地先・423の5（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振興部林務課並びに石狩市役所及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 石狩市浜益区濃昼1の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 稚内市中央2丁目2550（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 雪崩の危険の防止
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第137号及び第141号のとおりである。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

岩内郡共和町前田559、南幌似621所在の森林について所有権を有する

森田 ミトリ

岩内郡共和町老古美678所在の森林について所有権を有する 茨木 妙子、

茨木 義雅、茨木 千香子

(2) 掲示場所 共和町役場

2(1) 所在が不明な者

様似郡様似町字新富379所在の森林について所有権を有する 上村 梅松

様似郡様似町字新富396、400所在の森林について所有権を有する 藤井 勇司

様似郡様似町字新富397、398、399所在の森林について所有権を有する 北間 順子

(2) 掲示場所 様似町役場

北海道告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
北見美幌線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	北見市川東371番20地先から 同市若松23番1地先まで	前		13.00mから 22.50mまで	383.00m	—
	北見市川東371番6地先から 同市若松23番1地先まで	前		16.00mから 41.00mまで	369.00m	—
	北見市川東371番6地先から 同市若松23番1地先まで	後		16.00mから 41.00mまで	369.00m	—

歌登咲来停車場線 北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部	枝幸郡枝幸町歌登本幌別2427番1地先から 同郡枝幸町歌登本幌別536番8地先まで	前	15.25mから 45.02mまで	1,326.77m	—
		前	9.70mから 64.14mまで	1,118.67m	—
		後	9.70mから 64.14mまで	1,118.67m	—
本幌別上毛登別線 北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部	枝幸郡枝幸町歌登本幌別3824番1地先から 同郡枝幸町歌登本幌別1406番3地先まで	前	15.26mから 28.65mまで	298.00m	道道歌登咲来停車場線 重複L=11.50m 重複区間L=36.56m
	枝幸郡枝幸町歌登本幌別920番1地先から 同郡枝幸町歌登本幌別1406番3地先まで	後	20.02mから 28.65mまで	166.49m	道道歌登咲来停車場線 重複L=18.90m

北海道告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道夕張岩見沢線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	夕張市末広1丁目92番26地先から 同市昭和31番1地先まで	平成25.3.26
道道小藤沼田線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	雨竜郡秩父別町字秩父別4073番3地先から 同郡秩父別町字秩父別2015番22地先まで	同
道道旭川多度志線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	深川市湯内1244番地先から 同市湯内1273番地先まで	同
道道夕張長沼線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	夕張郡長沼町字馬追山1990番6地先から 同郡長沼町字馬追山1989番13地先まで	同
道道夕張長沼線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	夕張郡由仁町古山633番地先から 同郡由仁町古山645番地先まで	同
道道栗山北広島線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	夕張郡長沼町1550番41地先から 同郡長沼町1550番22地先まで	同
道道北檜山大成線	久遠郡せたな町北檜山区太櫓508番地先から	同

北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	同郡せたな町北檜山区太櫓817番地先まで	
道道 下居辺高島停車場線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	中川郡池田町字美加登362番地先から 同郡池田町字美加登16番1地先まで	平成25. 3.29
道道 下居辺高島停車場線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	中川郡池田町字美加登309番地先から 同郡池田町字美加登305番地先まで	同
道道 駒畠更別線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河西郡更別村字更別南1線91番50地先から 同郡更別村字更別南1線83番2地先まで	同

北海道告示第199号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 9 日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の(10)白老海岸の白老町の項海岸保全区域の欄中1の事項を次のように改める。
- 1 基点1から基点102までを順次結ぶ線、基点1と補点A1を結ぶ線、補点A1から補点A18までの各点を順次結ぶ線及び基点102と補点A18を結ぶ線によって囲まれた区域
- 基点1 三等三角点別々濱（世界測地系座標 X = -157370.741、Y = -67709.647）から方位角232度18分22秒の方向1,206.426mの地点
- 基点2 基点1から方向角252度07分40秒の方向69.626mの地点
- 基点3 基点2から方向角234度07分54秒の方向67.688mの地点
- 基点4 基点3から方向角225度17分08秒の方向60.001mの地点
- 基点5 基点4から方向角225度17分10秒の方向63.568mの地点
- 基点6 基点5から方向角234度05分59秒の方向45.000mの地点
- 基点7 基点6から方向角234度06分05秒の方向45.002mの地点
- 基点8 基点7から方向角234度06分01秒の方向46.844mの地点
- 基点9 基点8から方向角240度46分36秒の方向75.002mの地点
- 基点10 基点9から方向角240度46分41秒の方向33.235mの地点
- 基点11 基点10から方向角215度27分06秒の方向38.208mの地点
- 基点12 基点11から方向角233度32分33秒の方向50.001mの地点
- 基点13 基点12から方向角233度32分35秒の方向43.758mの地点

- 基点14 基点13から方向角205度24分19秒の方向8.440mの地点
- 基点15 基点14から方向角244度24分44秒の方向50.003mの地点
- 基点16 基点15から方向角244度24分45秒の方向42.486mの地点
- 基点17 基点16から方向角240度43分05秒の方向16.360mの地点
- 基点18 基点17から方向角234度34分32秒の方向81.599mの地点
- 基点19 基点18から方向角234度09分16秒の方向45.001mの地点
- 基点20 基点19から方向角234度09分12秒の方向50.002mの地点
- 基点21 基点20から方向角234度09分16秒の方向45.001mの地点
- 基点22 基点21から方向角234度09分13秒の方向50.272mの地点
- 基点23 基点22から方向角254度24分06秒の方向50.002mの地点
- 基点24 基点23から方向角254度24分06秒の方向50.002mの地点
- 基点25 基点24から方向角254度24分08秒の方向43.558mの地点
- 基点26 基点25から方向角280度12分30秒の方向61.751mの地点
- 基点27 基点26から方向角280度12分32秒の方向50.001mの地点
- 基点28 基点27から方向角250度19分30秒の方向45.179mの地点
- 基点29 基点28から方向角250度19分29秒の方向50.001mの地点
- 基点30 基点29から方向角250度19分32秒の方向50.001mの地点
- 基点31 基点30から方向角250度19分29秒の方向50.001mの地点
- 基点32 基点31から方向角250度19分32秒の方向47.497mの地点
- 基点33 基点32から方向角250度19分27秒の方向40.000mの地点
- 基点34 基点33から方向角250度19分34秒の方向40.001mの地点
- 基点35 基点34から方向角250度19分29秒の方向40.001mの地点
- 基点36 基点35から方向角239度57分33秒の方向47.639mの地点
- 基点37 基点36から方向角239度57分29秒の方向50.005mの地点
- 基点38 基点37から方向角219度44分00秒の方向50.002mの地点
- 基点39 基点38から方向角219度44分03秒の方向40.002mの地点
- 基点40 基点39から方向角219度44分03秒の方向40.003mの地点
- 基点41 基点40から方向角219度43分59秒の方向46.363mの地点
- 基点42 基点41から方向角234度11分12秒の方向40.004mの地点
- 基点43 基点42から方向角234度11分10秒の方向45.450mの地点
- 基点44 基点43から方向角234度10分48秒の方向100.009mの地点
- 基点45 基点44から方向角234度11分01秒の方向100.007mの地点
- 基点46 基点45から方向角234度10分59秒の方向100.009mの地点
- 基点47 基点46から方向角234度11分02秒の方向96.756mの地点
- 基点48 基点47から方向角312度21分03秒の方向3.840mの地点

基点49 基点48から方向角273度48分16秒の方向61.248mの地点
 基点50 基点49から方向角241度13分56秒の方向95.103mの地点
 基点51 基点50から方向角204度35分31秒の方向31.589mの地点
 基点52 基点51から方向角154度39分14秒の方向42.239mの地点
 基点53 基点52から方向角233度11分55秒の方向44.948mの地点
 基点54 基点53から方向角143度11分44秒の方向25.779mの地点
 基点55 基点54から方向角233度11分55秒の方向87.354mの地点
 基点56 基点55から方向角323度11分37秒の方向25.780mの地点
 基点57 基点56から方向角233度11分57秒の方向60.005mの地点
 基点58 基点57から方向角233度11分56秒の方向64.572mの地点
 基点59 基点58から方向角147度44分27秒の方向36.528mの地点
 基点60 基点59から方向角238度18分59秒の方向132.704mの地点
 基点61 基点60から方向角244度11分29秒の方向83.319mの地点
 基点62 基点61から方向角238度24分04秒の方向89.240mの地点
 基点63 基点62から方向角238度24分05秒の方向89.239mの地点
 基点64 基点63から方向角232度53分51秒の方向94.048mの地点
 基点65 基点64から方向角230度44分10秒の方向9.480mの地点
 基点66 基点65から方向角234度45分01秒の方向90.725mの地点
 基点67 基点66から方向角234度45分00秒の方向90.723mの地点
 基点68 基点67から方向角234度45分02秒の方向90.723mの地点
 基点69 基点68から方向角236度08分24秒の方向93.588mの地点
 基点70 基点69から方向角242度48分41秒の方向113.234mの地点
 基点71 基点70から方向角242度48分43秒の方向63.005mの地点
 基点72 基点71から方向角234度32分41秒の方向10.921mの地点
 基点73 基点72から方向角234度07分20秒の方向88.641mの地点
 基点74 基点73から方向角237度00分00秒の方向100.009mの地点
 基点75 基点74から方向角236度59分57秒の方向97.734mの地点
 基点76 基点75から方向角237度00分01秒の方向175.016mの地点
 基点77 基点76から方向角237度00分00秒の方向82.508mの地点
 基点78 基点77から方向角237度51分01秒の方向102.674mの地点
 基点79 基点78から方向角233度15分48秒の方向108.909mの地点
 基点80 基点79から方向角233度19分18秒の方向7.294mの地点
 基点81 基点80から方向角233度16分00秒の方向106.430mの地点
 基点82 基点81から方向角233度16分00秒の方向65.005mの地点
 基点83 基点82から方向角234度42分50秒の方向70.547mの地点

基点84 基点83から方向角234度52分51秒の方向72.957mの地点
 基点85 基点84から方向角234度44分37秒の方向212.971mの地点
 基点86 基点85から方向角234度33分53秒の方向208.995mの地点
 基点87 基点86から方向角326度31分17秒の方向30.071mの地点
 基点88 基点87から方向角237度22分18秒の方向234.148mの地点
 基点89 基点88から方向角148度42分52秒の方向8.793mの地点
 基点90 基点89から方向角237度48分05秒の方向77.083mの地点
 基点91 基点90から方向角237度28分44秒の方向108.631mの地点
 基点92 基点91から方向角237度20分07秒の方向49.112mの地点
 基点93 基点92から方向角327度20分51秒の方向5.529mの地点
 基点94 基点93から方向角239度06分33秒の方向77.948mの地点
 基点95 基点94から方向角148度11分42秒の方向14.250mの地点
 基点96 基点95から方向角237度45分36秒の方向116.637mの地点
 基点97 基点96から方向角237度45分33秒の方向100.006mの地点
 基点98 基点97から方向角149度39分02秒の方向8.991mの地点
 基点99 基点98から方向角224度13分28秒の方向75.633mの地点
 基点100 基点99から方向角243度32分57秒の方向55.841mの地点
 基点101 基点100から方向角238度39分50秒の方向58.415mの地点
 基点102 基点101から方向角230度34分38秒の方向154.329mの地点
 補点A 1 基点1から方向角180度00分03秒の方向207.000mの地点
 補点A 2 基点6から方向角143度11分13秒の方向177.064mの地点
 補点A 3 基点8から方向角157度30分02秒の方向145.998mの地点
 補点A 4 基点13から方向角134度59分56秒の方向129.999mの地点
 補点A 5 基点22から方向角134度59分57秒の方向127.998mの地点
 補点A 6 基点24から方向角153度10分11秒の方向121.682mの地点
 補点A 7 基点36から方向角150度25分20秒の方向181.633mの地点
 補点A 8 基点43から方向角145度23分22秒の方向177.714mの地点
 補点A 9 基点47から方向角135度02分34秒の方向221.165mの地点
 補点A 10 基点54から方向角134度59分51秒の方向170.000mの地点
 補点A 11 基点70から方向角160度42分34秒の方向146.217mの地点
 補点A 12 基点70から方向角152度32分36秒の方向346.450mの地点
 補点A 13 基点81から方向角145度31分52秒の方向338.710mの地点
 補点A 14 基点81から方向角145度50分37秒の方向486.769mの地点
 補点A 15 基点96から方向角146度32分33秒の方向487.975mの地点
 補点A 16 基点102から方向角147度35分33秒の方向457.010mの地点

補点A17 基点102から方向角152度27分27秒の方向73.327mの地点
補点A18 基点102から方向角129度40分25秒の方向75.572mの地点

北海道告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
歌志内文珠6（I-0-361-361）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
笹原の沢川（I-05-0720）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
文珠駅の沢川（I-05-0730）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神威病院の沢川（I-05-0600）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字神威（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内文珠5（I-0-360-360）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内神威3（I-0-382-382）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字神威（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内神威9（I-0-387-387）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字神威（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内歌神1-(2)（I-0-402-402）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字歌神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
11号線の沢川（Ⅲ-05-009）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡奈井江町字奈井江、東奈井江（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
夕張旭町1（Ⅰ-0-480-480）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張市旭町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
夕張本町1丁目1（Ⅰ-0-497-497）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
夕張市本町1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦
覧に供する。）

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) A重油（旭川地区その1） 153,000リットル
 - (2) A重油（旭川地区その2） 307,000リットル
- 2 落札を決定した日
平成25年3月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 日東石油株式会社
イ 住 所 旭川市本町2丁目
 - (2)ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 4 落札金額
 - (1) 80.1円
 - (2) 79.0円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年2月5日付け北海道上川総合振興局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月26日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) パーソナルコンピュータ（Aブロック） 一式 46台
 - (2) パーソナルコンピュータ（Bブロック） 一式 45台
 - (3) パーソナルコンピュータ（Cブロック） 一式 40台
- 2 落札を決定した日
平成25年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月26日

- (1) 1の(1)
 ア 氏名 株式会社HBA
 イ 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

- (2) 1の(2)及び(3)
 ア 氏名 大丸藤井株式会社
 イ 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 4,250,400円
 (2) 4,063,500円
 (3) 3,696,000円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年2月8日付け北海道教育庁石狩教育局告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年3月26日

北海道教育庁オホーツク教育局長 西崎 毅

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 18台
 及び1か月当たり105,500枚

2 落札を決定した日

平成25年3月13日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 小林株式会社
 (2) 住所 網走市桂町5丁目3番1号

4 落札金額

- (1) 基本料金 100円
 (2) 複写料金 0.94円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
 平成25年1月29日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局企画総務課
 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道公安委員会規則

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第5号

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則（平成13年北海道公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道公安委員会が定める出資法人等の情報公開実施規則

第1条中「の所管に属する」を「が定める」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「公安委員会の所管に属する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人」を「ものであって、公安委員会が指定するもの」に改め、同項第1号中「2分の1」を「4分の1」に改め、同項第2号中「及び交付金」を「、交付金及び委託料（競争性のない随意契約による委託契約に係るものに限る。）」に改め、「。以下同じ」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「別表の」に改め、各号を削る。

第3条第1項中「毎事業年度終了後、おおむね3か月以内に、各出資法人等の」を「その主たる事務所に」に、「公安委員会に提出する」を「備え置き、一般の閲覧に供する」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項ただし書中「及び第3号の」を「に該当する」に改め、「及び委託料」を削り、同条第6項中「警察情報センター若しくは方面本部警務課」を「北海道警察本部総務部総務課警察情報センター若しくは北海道警察の各方面本部の警務課（以下「方面本部警務課」という。）」に改める。

第5条第1項中「の所管に属する」を「が定める」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

出資法人等の区分	文 書 名
1 一般社団法人及び一般財団法人（2に掲げる出資法人等を除く。）	(1) 定款 (2) 役員等名簿 (3) 社員名簿（一般社団法人に限る。） (4) 貸借対照表 (5) 正味財産増減計算書 (6) 事業報告 (7) (4)から(6)までに掲げる文書に係る附属明細書 (8) 公益目的支出計画実施報告書（作成している場合に限る。）
2 公益社団法人及び公益財団法人	(1) 定款 (2) 役員等名簿 (3) 社員名簿（公益社団法人に限る。） (4) 事業計画書 (5) 収支予算書 (6) 財産目録 (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 (8) 報酬等の支給の基準を記載した書類 (9) キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。） (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書 (13) 事業報告 (14) (11)から(13)までに掲げる文書に係る附属明細書
3 営利法人	(1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 株主資本等変動計算書 (6) 個別注記表 (7) 事業報告 (8) (3)から(7)までに掲げる文書に係る附属明細書
4 1から3までに掲げる出資法人等以外の出資法人等	1から3までに掲げる出資法人等に準ずる文書

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。